

「最良執行方針」新旧対照表

(変更部分には下線を引く。)

現行方針	変更案
<p>1. 対象となる有価証券 当社は、<u>国内の金融商品取引所市場に上場されている株券のみ</u>お取扱いいたします。</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (1) (省略) (2) (前文省略) ただし、当社は注文の取次ぎ市場を、東京証券取引所、大阪証券取引所<u>およびジャスダック証券取引所</u>に限定していることから、お客様の注文における優先されるべき金融商品取引所市場が、当社が取次ぎを行っていない金融商品取引市場である場合、お客様が選択された金融商品取引所市場に取り次ぎます。</p> <p>4. その他 (1) (省略) (2) <u>端株および</u>単元未満株の取引は、<u>端株および</u>単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法、または、買取請求にて取扱いいたします。</p>	<p>1. 対象となる有価証券 当社は、<u>東京証券取引所第1部・第2部・マザーズ市場、および大阪証券取引所第1部・第2部・ヘラクレス・ジャスダック・NEO(ネオ)市場に上場する国内株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)</u>を取扱います。ただし、当社が別に定める銘柄を除きます。</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 1. (現行と同じ) 2. (前文は現行と同じ) ただし、当社は注文の取次ぎ市場を、東京証券取引所<u>および</u>大阪証券取引所に限定していることから、お客様の注文における優先されるべき金融商品取引所市場が、当社が取次ぎを行っていない金融商品取引市場である場合、お客様が選択された金融商品取引所市場に取り次ぎます。</p> <p>4. その他 1. (省略) 2. 単元未満株の取引は、単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法、または、買取請求にて取扱いいたします。</p>

以上